警備救難部管理課 標準文書保存期間基準

令和4年4月12日現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
法令の制定又は改廃及	びその経緯				
1 所管法律の制定又 は改廃及びその経 緯		①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	20年	移管(当該業務を 主管する場合に限 る。以下同じ。)
		②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建 議、提言		
		③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		
	(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録		
	(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問 ・意見・各省からの質問・意見に対する回答		
	(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議 に提出された文書	・5点セット(要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文)・閣議請議書・案件表・配付資料		
	(5)国会審議	国会審議文書	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書		
		官報公示に関する文書その他の公布に 関する文書	・官報の写し ・公布裁可書(御署名原本)		
	(7)解釈又は運用の基準の 設定	①解釈又は運用の基準の設定のための 調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための 決裁文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)締結の検討	①外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)との交渉に関する文書及び解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書 ②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文びはこれらに対する回答に関する文が当該行政機関との調整に関する文で当該行政機関との調整に関する文書の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	· 交渉方針 · 想定問答	30年	移管(経済協力関 係等で定型化し、 重要性がないもの は除く。)
		(2)条約案の審査	条約案その他の国際約束の案の審査の 過程が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録		
		(3)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議 に提出された文書		20年(保存期 間満了時の措 置を廃棄の措	
		(4)国会審議	国会審議文書	・議員への説明・趣旨説明・想定問答・答弁書・国会審議録	■ 置さた 電さ 書で とに とに とに とに とに とに に で で で で で で の に で の に の に の に の の に の の の の の の の の の の の の の	
		(5)締結	条約書、批准書その他これらに類する文書	・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する文書	年)	
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・官報の写し ・公布裁可書(御署名原本)		
3	政令の制定又は改 廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	20年	移管
			②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料・中間答申、最終答申、中間報告、最 終報告、建議、提言		
			③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
		(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録		
		(3)意見公募手続	意見公募手続文書	・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見		
		(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書	・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・各省への協議案 ・各省からの質問 ・意見・各省からの質問・意見に対する回答		
		(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議 に提出された文書	・5点セット(要綱、政令案、理由、新旧対照条 文、参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		
			官報公示に関する文書その他の公布に 関する文書	・官報の写し ・公布裁可書(御署名原本)		
		(7)解釈又は運用の基準の 設定	①解釈又は運用の基準の設定のための 調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための 決裁文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		
4	内閣官房令、内閣 府令、省令その他 の規則の制定又は 改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	20年	移管
			②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言		
			③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		
		(2)意見公募手続	意見公募手続文書	・官房令案・府令案・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由		
		(3)制定又は改廃	内閣官房令、内閣府令、省令その他の 規則の制定又は改廃のための決裁文書	・官房令案・府令案・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文		
		(4)官報公示	官報公示に関する文書	・官報の写し		

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
		設定	①解釈又は運用の基準の設定のための 調査研究文書 ②解釈又は運用の基準の設定のための 決裁文書	・関係団体・関係者のヒアリング		
閣諱	、関係行政機関の長	で構成される会議又は省調	議(これらに準ずるものを含む。)の決	定又は了解及びその経緯		
	閣議の決定又は了 解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯		・歳入歳出概算 ・予算書(一般会計・特別会計・政府関係機関) ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	20年	移管
			②予算その他国会に提出された文書	・予算書(一般会計・特別会計・政府関係機関) ・予算参考資料		
		(2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯		・決算書(一般会計・特別会計・政府関係機関) ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		
			②決算に関し、会計検査院に送付した 文書及びその検査を経た文書 ③歳入歳出決算その他国会に提出され た文書	・決算書(一般会計・特別会計・政府関係機関)(※会計検査院保有のものを除く。)・決算書(一般会計・特別会計・政府関係機関)		
		弁に関する閣議の求め及 び国会に対する答弁その 他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書 ②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	·審査録 ·答弁案 ·閣議請議書 ·案件表 ·配付資料		
		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の		・答弁書 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定		

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
Γ		項から4の項まで及び5 の項(1)から(3)までに掲げ るものを除く。)	②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建		
			③立案の検討に関する調査研究文書	議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ		
			④行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		
			⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣 議に提出された文書	・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案		
G	BB 広 仁 Th + 株 BB の E	間広なび機関の長を集成	(1)人業の油ウヤはフ紹には 7 字の六字	・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	10年	14 <u>04</u>
0	で構成される会議 (これに準ずるも のを含む。この項 において同じ。)	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	②会議の決定又は了解に係る案の検討	・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査	10年	移管
	の決定又は了解及 びその経緯		に関する調査研究文書 ③会議の決定又は了解に係る案の検討 に関する行政機関協議文書 ④会議に検討のための資料として提出	・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答		
			された文書及び会議(国務大臣を構成員とする会議に限る。)の議事が記録された文書 ⑤会議の決定又は了解の内容が記録さ	・議事の記録 ・決定		
7		省議の決定又は了解に関 する立案の検討その他の 重要な経緯	れた文書 ①省議の決定又は了解に係る案の立案 基礎文書	・了解文書 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	10年	移管
	了解及びその経緯		②省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書 ③省議に検討のための資料として提出された文書及び指議(国務大臣を請及	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・配付資料		
			員とする省議に限る。)の議事が記録 された文書			

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
			④省議の決定又は了解の内容が記録された文書	・決定・了解文書		
複数	数の行政機関による申	合せ又は他の行政機関若し	、 しくは地方公共団体に対して示す基準の	設定及びその経緯		
8		複数の行政機関による申 合せに関する立案の検討 及び他の行政機関への協 議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書 ②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書 ③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書 ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申	・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・開催経緯 ・議事の記録	10年	移管
			合せに至る過程が記録された文書 ⑤申合せの内容が記録された文書	· 申合せ		
9	他の行政機関に対 して示す基準の設 定及びその経緯	基準の設定に関する立案 の検討その他の重要な経 緯	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本方針 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建 議、提言	10年	移管
			④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書 ⑤基準を他の行政機関に通知した文書	・関係団体・関係者のヒアリング ・基準案		
10		基準の設定に関する立案 の検討その他の重要な経 緯		・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	10年	移管

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
便」	、又は法人の権利義務	の復輔 ひび 乙の奴焼	②立案の検討に関する審議会等文書 ③立案の検討に関する調査研究文書 ④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書 ⑤基準を地方公共団体に通知した文書			
		(1)行政手続法(平成5年 法律第88号)第2条第8 号ロの審査基準、同号ハ の処分基準、同号二の行 政指導指針及び同法第6 条の標準的な期間に関す	②立案の検討に関する調査研究文書 ③意見公募手続文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案	10年	移管

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
		許認可等に至る過程が記録された文書		文書館への移 管の措置をと	
		不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書	· 処分案 · 理由	処分がされる 日に係る特定 日以降5年	廃棄

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時 の措置
		係る予算の執行の適正化 に関する法律(昭和30年	①交付の要件に関する文書 ②交付のための決裁文書その他交付に 至る過程が記録された文書 ③補助事業等実績報告書	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	交付に係る事 業が終了する	以下について移管 ・補助金等の交付 の要件に関する文 書
		(5)不服申立てに関する審 議会等における検討その 他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立 てにおける陳述の内容を録取した文書 ②審議会等文書 ③裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書	 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 	の他の処分が される日に係	以下につの解立響を ・法令の後の政策を に大きの後の政策を に大事件に を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
		者とする訴訟の提起その	④裁決書又は決定書①訴訟の提起に関する文書②訴訟における主張又は立証に関する文書③判決書又は和解調書	・裁決・決定書 ・訴状 ・期日呼出状		もの 以下について移管 ・法令の解釈やそ の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8 号口の審査基準、同号ハ の処分基準、同号二の行 政指導指針及び同法第6 条の標準的な期間に関す る立案の検討その他の重 要な経緯	準、同号ハの処分基準及び同号二の行	・和解調書 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案	10年	移管
			政指導指針を定めるための決裁文書 ⑤行政手続法第6条の標準的な期間を 定めるための決裁文書	・標準処理期間案		

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
		許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書		文書館へ 管のできる である。 できる である。 できる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でい	以下に輸事では、の公本の事では、の公本の事では、の公本のの公本のの公本のの公本の公本の公本の公本の公本の公本の公本の公本の公本の
		不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書	・処分案 ・理由	処分がされる 日に係る特定 日以降5年	廃棄
	公共団体に対する交付を含む。)に関する重要な	①交付の要件に関する文書 ②交付のための決裁文書その他交付に 至る過程が記録された文書 ③補助事業等実績報告書	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	業が終了する	以下について移管 ・補助金等の交付 の要件に関する文 書
	議会等における検討その 他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ②審議会等文書 ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ④裁決書又は決定書	・諮問・議事の記録・配付資料・答申、建議、意見・弁明書	の他の処分が される日に係 る特定日以後 10年	以下に令のにえたのにえるのにえるのはないにつの解策をする。 まる いりまたの はいりまたの はいりまたの はいりまたの はいりまた はいりまた はいりょう かんしょう はいりょう はいりょう はいりょう はいりょう はいりょう はいいしょう はいいしょう はいいい はいい はいい はい はい はい はい はい はい はい はい はい
	(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な	①訴訟の提起に関する文書	・ 教法・ 次と音 ・ 訴状 ・ 期日呼出状 ・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論・証人等調書 ・ 書証	る日に係る特	以下について移管 ・法令の解釈やそ の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
			③判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書		
職員	の人事に関する事項			1000		
13	職員の人事に関する事項	の制定又は変更及びその 経緯 (2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯 (3)職員の兼業の許可に関する重要な経緯	①立案の検討に関する調査研究文書 ②制定又は変更のための決裁文書 ③制定又は変更についての協議議に 図答書その他の内閣総理大臣との協議で ②軽微な変更についての内閣総理大臣に対する文書 ②計画の立案に関する調査研究文書 ②計画を制定又は改廃するための決裁 文書 ③前に対する調査研究文書 ③前に対する調査研究文書 ③前に対する調査研究文書 ③計画を制定又は改廃するための決 文書 ③前に対する対 である。 一部である。 「関する決定の内容の表表に関する決定の内容の表別である。 「関する決定の方容の表別である。」 「関する決定の方容の表別である。」 「関する決定の方容。」 「関する対象) 「関する決定の方容。」 「関する対象) 「関する決定の方容。」 「関する決定の方容。」 「関する対象)	・回答書 ・報告書 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・計画案 ・実績 ・申請書 ・承認書		廃棄 業 理規考に 規則に は 関別に は は は は は は は は に に は は に に に に に に に に に に に に に
_	他の事項					
14	告示、訓令及び通 達の制定又は改廃 及びその経緯	(1)告示の立案の検討その 他の重要な経緯(1の項 から13の項までに掲げる ものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書 ②立案の検討に関する調査研究文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建 議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	10年	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
	(2)訓令及び通達の立案の 検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項まで に掲げるものを除く。)		・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・告示案 ・官報の写し ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	10年	以下について移管 ・行政文書管理規 則その他の重要な 訓令及び通達の制 定又は改廃のため の決裁文書
15 予算及び決算に関する事項	負担行為の見積に関する		 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書 ・発養要求書 ・経養要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書 ・行政事業レビュー ・執行状況調査 	10年	以・2歳類な思要れ臣歳含・2求礎びの録務予を・政算経文下財項入のつ決なたに出む財項書と意重さ大定含上機に緯書でおり、第定等の針のが(し積 第定作た定経文送等)のにす記い第定等の針のが(し積 第定作た定経文送要)ほおる録を条よ積礎びの録務歳類 条費の針のが(し書 、る要れ野・大会・大会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
告 す の 緯	書並びに国の債務に関 る計算書の作製その他 決算に関する重要な経 (5の項(2)及び(4)に掲 るものを除く。)	②会計検査院に提出又は送付した計算	・国の債務に関する計算書 ・継続費決算報告書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の帳簿 ・計算書 ・証拠書類(※会計検査院保有のものを除く。) ・意見又は処置要求(※会計検査院保有のものを除く。) ・調書		以・1歳算の算と意重さ大入報債書・3継のな思要れ臣費む・2予のな思要れ臣費む・政算経文下財項入報債書な思要れ臣及告務を財項続作っ決なたに決。財項備作っ決なたにに。上機に緯書に政の及告務のつ決なたにび書に含政の費製た定経文送算)政の費製た定経文送係)記関関がい第定歳並関製方そ緯書付出びす。第定算基針のが(し告 第定係基針のが(し調 ほおる録い第定歳並関製方そ緯書付出びす。第定算基針のが(し告 第定係基針のが(し調 ほおる録れのまのにのよりのが(しのにる)37に報礎及他記財た書 35にる礎及他記財た書 かけ重さる条よのにる基及他記財た決国計 条よ告とびの録務継を 条よ調とびの録務予を 、る要れ管第る決国計礎びの録務歳算の算 第る書 意重さ大続含 第る書 意重さ大備含 行決なた

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
	する事項	する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画	10年	移管
17	関する事項	(平) 11年法律第103 号には、 一次の他の 一次の他の 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・中期目標案 ・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書	10年	移管
		の他の法律の規定による 報告及び検査その他の指 導監督に関する重要な経 緯	②違法行為等の是正のため必要な措置 その他の指導監督の結果の内容が記録 された文書	・是正措置	5年	
18	事項	価に関する法律(平成13 年法律第86号。以下「政 策評価法」という。)第 6条の基本計画の立案の 検討、政策評価法第10条 第1項の評価書の作成そ	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書 ②基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書 ③基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書 ④実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書	・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基本計画案 ・通知 ・事後評価の実施計画案	10年	移管

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
			⑤評価書及びその要旨の作成のための 決裁文書並びにこれらの通知に関する 文書その他当該作成の過程が記録され た文書(19の項に掲げるものを除 く。)	・評価書 ・評価書要旨		
			⑥政策評価の結果の政策への反映状況 の作成に係る決裁文書及び当該反映状 況の通知に関する文書その他当該作成 の過程が記録された文書	・政策への反映状況案 ・通知		
19	関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等文書	・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	に係る特定日 以後5年又は 事後評価終了 の日に係る特	以下について移管 ・総事業費が特に 大規模な事業 (例:100億円以 上)については、 事業計画の立案に
		- - - - - - - - - -		・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言		関する検討、環境 影響評価、事業完 了報告、評価書そ の他の重要なもの ・総事業費が大規
			③立案の検討に関する調査研究文書 ④政策評価法による事前評価に関する	・外国・自治体・民間企業の状況調査・関係団体・関係者のヒアリング・環境影響評価準備書・環境影響評価書・事業評価書		模な事業(例:10 億円以上)につい ては、事業計画の 立案に関する検 討、事業完了報
			文書 ⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方 公共団体その他の関係者との協議又は 調整に関する文書	・評価書要旨 ・協議・調整経緯		告、評価書その他 の特に重要なもの ・工事誌
			⑥事業を実施するための決裁文書	・実施案		
			⑦事業の経費積算が記録された文書そ の他の入札及び契約に関する文書	・経費積算 ・仕様書 ・業 出途 思		
			⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書	・入札結果・工事誌・事業完了報告書・工程表		
			⑨政策評価法による事後評価に関する 文書	・工事成績評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨		

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
	する事項	はく奪の重要な経緯 (5 の項(4)に掲げるものを除 く。)	栄典又は表彰の授与又ははく奪のため の決裁文書及び伝達の文書	·選考基準 ·選考案 ·伝達 ·受章者名簿	10年	以下に対している。 では、
21	における審議等に 関する事項	(1)国会審議(1の項から 20の項までに掲げるもの を除く。)		・議員への説明・趣旨説明・想定問答・答弁書・国会審議録	10年	以下について移管 ・大臣の演説に関 するもの ・会期ごとに作成 される想定問答
		(2)審議会等(1の項から 20の項までに掲げるもの を除く。)	審議会等文書	・開催経緯・諮問・議事の記録・配付資料・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	10年	以下について移管 ・審議会その他の 合議制の機関に関 するもの(部会、 小委員会等を含 む。)
22	文書の管理等に関 する事項		①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書 ②取得した文書の管理を行うための帳簿。 ③決裁文書の管理を行うための帳簿。 ④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿(⑤に掲げるものを除く。) ⑤第21条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	・行政文書ファイル管理簿	常用(無期 限) 	以下について移管 ・移管・廃棄簿

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
23	国有財産に関する 事項	国有財産の管理(取得、 維持、保存及び運用をい う。)及び処分に関する 重要な経緯	①国有財産台帳及び付属図面 ②国有財産(不動産に限る。)の取得 及び処分に関する決裁文書	· 取得決議書 · 処分決議書		移管(取得決議及 び処分決議のうち 重要なものに限 る。)
			③国有財産の貸付けその他の運用に関する文書で運用期間を超えて保有することが必要な文書 ④国有財産の管理及び処分(②及び③に掲げるものを除く。)に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重要な実績が記録された文書	・使用許可に関する決議書	運用終了の日 に係る特定日 以後10年	
24	国際会議、国際協力・国際会議、国際協力・国際交流に関する事項	要な経緯	①国際機関に関する会議又は国土交通 大臣等が出席した会議等のうち重要な 国際的意思決定が行われたものに関す る準備、実施、参加、会議の結果等に 関する文書のうち重要なもの	・発言要領 ・議事の記録 ・合意文書	20年	移管
		(2)国際協力・国際交流 に関する重要な経緯	②重要な国際会議等(①に掲げるものを除く。)に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの政府開発援助の基本的な方針、計画、実施及び評価に関する文書のうち重要なもの	・発言要領 ・議事の記録 ・合意文書 ・専門家派遣実施方針 ・実施状況報告	10年 10年	
25	統計調査に関する 事項	経緯	①基幹統計調査の承認申請に関する文書 ②基幹統計調査の要領等の制定又は改		20年	移管
			廃に関する文書 ③一般統計調査の承認申請に関する文 書 ④一般統計調査の要領等の制定又は改 廃に関する文書		10年	

		事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
				⑤調査票 (記録媒体を問わず実査段階) において作成・収集されたもの)	・調査票	調査規則で定 めている期間 又は調査計画 に定める期間	
				⑥統計の集計結果に関する文書	・調査報告書	20年	
				⑦統計の二次利用のための調査票情報 文書	・調査票情報	永年	
				⑧統計の集計結果の正確性の検証のた めの文書	・集計結果の作成に活用した統計及び行政記録		
4	.6 契			契約に係る決裁文書及びその他契約に 至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約が終了す る日に係る特 定日以後5年	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
発備救難部管理課の所掌	に係る事務				
7 警備救難部管理課 の所掌事務に関す	庶務に関すること	事故等の速報及び報告に関する文書	・事故等速報 ・事故等報告	3年	廃棄
ること (1~26、28以下に 関する事項を除 く)		健康安全等に関する文書	・災害発生報告 ・指導区分通知 ・健康診断(人間ドック含む)の実施通知 ・ハラスメント防止措置	3年	
		人事に関する文書	・諸手当認定簿 ・事後確認 ・諸手当の認定等の是正にかかる協議文書	5年	
			・出勤簿 ・各種休暇簿 ・週休日の振替等通知簿 ・代休指定簿 ・勤務時間指定簿 等	5年	
			・証票等貸与申請書等	3年	
			· 海技免状更新報告 · 乗船履歴証明 · 同等業務証明申請	3年	
			・表彰・叙勲等上申 ・規律違反に関する文書	3年	
			・休職等上申 ・辞職願 ・退職者調書	3年	
			・人事院への協議・報告にかかる上申文書	3年	
			·旅行命令簿 ·出張計画書 ·旅行依頼簿	5年	
		研修に関する文書	・研修の実施 ・講師派遣 ・特修科、特任主任士等の受験に関する書類	3年	
	情報セキュリティに関する文書予算、決算に関する文書	情報セキュリティに関する文書	・セキュリティ対策研修 ・情報セキュリティポリシーに係る各種届出 ・入退室管理	3年	
		予算、決算に関する文書	・概算要求見積もり書類 ・決算に関する調書 ・行政レビューシート	5年	

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
			物品に関する文書	・払出し・役務等の請求書類 ・購入等に係る措置請求書類 ・監督・検査に関する書類(控え含む)	5年	
				・受領命令書 ・返納命令書 等	5年	
				・自動車整備計画 ・物品管理計画	3年	
			支出の原因となる契約等に関する文書 (物品を除く)	・契約に係る措置請求書類(控えを含む) ・支出負担行為即支出決定入力帳票(控えを含む) ・監督・検査に関する書類(控えを含む)	5年	
			文書管理に関する文書	・文書管理担当者の指名の報告 ・標準文書保存期間基準の策定又は改定の報告 ・保存期間を1年未満とする文書の廃棄の記録	3年	
28	警備救難部管理課 の所掌事務の総合 調整に関すること (1~27に関する事 項を除く)		①立案の基礎となった基本方針 ②立案に活用した調査又は研究に関す る文書 ③庁内連絡会議及び管区警備救難部長 等会議に提出された文書 ④庁内連絡会議及び管区警備救難部長 等会議の決定内容又は了解内容が記録 された文書	・管区警備救難部長等会議関係文書 (各種会議の開催通知等は5年とする)	5年	廃棄
		(2)各管区等への指示事項に関すること	①各管区等への指示事項の基礎となった基本方針 ②指示事項に関する会議等に提出された文書 ③指示事項に関する会議等の決定内容 又は了解内容が記録された文書	・各管区等への指示事項に関する文書	3年	
		(3)警備救難部関連の陳 情に関すること	①他の行政機関等からの要望書 ②他の行政機関等からの要望に関する 応答要領等を定めた文書 ③他の行政機関等からの要望に対する 対応を記録した文書	・要望書 ・陳情に対する応答要領 ・陳情応答記録	3年	廃棄

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
		(4) 渉外事務に関すること	①便宜供与等に関する基本方針 ②具体的な便宜供与等に関する内容が 記録された文書	・便宜供与実施要領等	1年	
		(5)企画一般に関すること	①業務監察に関すること ②各種企画案件に関する文書 ③研修・講習に関する文書		3年	
		(6) 巡視船艇等の運用に 関すること	①訓練に関する文書 ②巡視船艇等の運用に関する文書	・訓練に関する通知文書 ・実施要領 ・巡視船艇・航空機運用方針	3年	
		(7)国際案件調整に関すること	①各機関等との国際関係調整に関する 文書 ②国際緊急援助隊の派遣に関する文書	(国際緊急援助隊派遣要員の指名にかかる文書は 保存期間1年とする)	3年	
29	警備救難部の組織・定員等に関すること (16に関する事項を除く)	警備救難部の組織・定員 等に関すること	①警備救難部の組織・定員等に関することの基本方針 ②警備救難部の組織・定員等に関する文書 ③会議等に提出された文書 ④会議等の決定内容又は了解内容が記録された文書	・組織改訂関係文書 ・定員要求関係文書	3年	移管 (事務的な通知文 書等は廃棄とす る)
30			①警備救難部の広報及び情報公開に関する調整及び実施の基本方針 ②警備救難部の広報及び情報公開に関する調整及び実施に関する文書 ③警備救難部の広報及び情報公開に関する幹部指示事項	· 広報資料 · 幹部指示事項等	3年	廃棄
31	船舶に関すること	(1)船舶の運用に関すること	①緊急船舶の指定にかかる文書 ②巡視船艇の就解役及び配属替えにか かる文書 ③船舶運用に関する文書		3年	廃棄
		(2)船舶の運航に関すること	①船舶事故に関する文書 ②船舶運航にかかる研修に関する文書		3年	

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
32	装備に関すること		①装備にかかる研修に関する文書 ②射撃訓練に関する文書 ③各種報告	(技能検定にかかる文書は保存期間3年とする)	5年	廃棄
		(2)物品に関すること	武器・弾薬に関すること		5年	
33	情報通信に関すること	に関すること	①業務協定に関する文書 ②業務協定の締結に活用された文書 ③業務協定の審議内容又は了解内容が 記録された文書	・協定文書	10年	廃棄
			①秘匿通信物品の管理に関すること ②通信物品の管理に関すること	・秘匿物品管理 ・物品管理	5年	
		(3)通信関連報告に関すること	各種報告	・重要通信に関する報告 ・機動情報通信隊に関する報告	5年	
			①秘匿通信訓練に関する文書 ②防災訓練に関する文書	・秘匿通信 ・防災訓練(通信)	3年	
			①保守整備に関する文書 ②情報通信の運用に関する文書	・撤去機器の転用計画 ・情報通知・伝達機能による通信運用要領等	3年	
			秘匿通信に関する文書	・秘匿通信 ・通信運用	10年	
34	航空機に関すること	関すること	①機長認定審査に関する文書 ②研修訓練に関する文書 ③要員区分に関する文書	(機長認定審査にかかる文書は保存期間10年とする)	5年	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
	(2)航空機の整備計画に 関すること	整備計画に関する文書	・航空機の就解役及び配属替文書	5年	
	すること	①安全監査・安全対策に関する文書 ②航空機の安全等にかかる会議に関す る文書	(会議にかかる文書は保存期間3年とする)	5年	
	(4) 航空機の運用に関すること	航空機の運用に関する文書	年間飛行計画航空機運用計画	3年	
運用司令センター 業務に関すること	(1) 船艇・航空機の運用 に関すること	巡視船艇・航空機の運用計画に関する 文書 (27項の管理課調整係で所掌するもの を除く)	・巡視船艇・航空機運用計画 ・測量船運用計画	5年	廃棄
	(2)通信施設に関すること	整備要求に関する文書	・情報通信施設整備要求	1年	
	(3)初動措置に関すること	初動措置に関する文書	・初動措置マニュアル	1年	
	(4)118番通報に関すること	①調査依頼に関する文書 ②対応マニュアル	・118番発信番号調査依頼 ・118番対応マニュアル	1年	
	(5) GMDSS運用に関 すること	①通信に関する文書 ②各種業務日誌	・情報通信マニュアル ・遭難警報対応要領	1年	
			・無線業務日誌 ・MCC業務日誌 ・NAVTEX業務日誌	2年	
	(6)他省庁・関係機関に 関すること	各機関との協議文書	・水産庁協議資料 ・関東非常通信協議会資料	1年]

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
		(7)統計に関すること	業務実績に関する文書	・118番通報実績 ・運用司令センター業務実績	30年	
					10年	-
		(8)無線局の管理に関す ること	①無線従事者の選解任に関する文書 ②無線従事者の業務経歴証明に関する	・無線従事者選解任届	5年	
			文書	• 経歴証明書	1年	
		(9) 契約に関すること	契約に係る決裁文書及びその他契約に 至る過程が記録された文書	・契約発議書及び関連書類(保守記録含む。)	5年	
		(10)物品管理に関すること	物品の取得・返納・供用不用等に関する文書	・物品受領命令書 ・物品返納命令書 ・供用不用物品等報告書	5年	
		(11)人事及び予算に関す ること	人事及び予算管理に関する文書	・人事管理文書(27項に関することを除く。)	10年	
				・概算予算要求 ・執行予算要求	5年	-
36	所管以外の周知文 書	他省庁や他課等からの周 知文書で所管以外のもの	周知文書	・綱紀粛正 ・年末年始特別警 ・海の月間 ・〇〇週間 ・会議開催案内 等	1年	廃棄
37	所掌事務に関する 事項共通	全業務共通	①別途、正本・原本が管理されている 業務文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表 等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④海上保安庁の所掌事務に関する事実 関係の問合せへの対応 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観 点から利用に適さなくなった文書 ⑥意思決定の途中段階で作成したない ものとして、長期間の保存を要しない と判断される文書		1年未満	廃棄